

君津中央病院企業団議会

令和7年3月定例会会議録（第1号）

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和7年2月10日をもって令和7年2月19日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1 番 草刈慎祐、2 番 重城正義、3 番 田中幸子、4 番 佐藤葉子、5 番 下田剣吾
6 番 荒井淳一、7 番 諸岡賛陸、8 番 山田重雄、9 番 中山正之、10 番 佐藤博文
11 番 湯浅榮、12 番 小島悟

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主幹 玉川智久

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、病院長 柳澤真司、代表監査委員 高橋 隆、監査委員 萩野一久
事務局長 竹下宗久、事務局次長 佐伯哲朗、事務局次長兼財務課長 小柳洋嗣
庶務課長 國見規之、人事課長 石井利明、管財課長 黒木淳一、経営企画課長 相原直樹
副院長兼学校長 藤森基次、副院長兼患者総合支援センター長 北村伸哉
分院長 北湯口 広、医務局長 駒 嘉宏、医療技術局長 児玉美香、看護局長 北 清美

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明)
- ・議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明)
- ・議案第4号 損害賠償の額の決定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第5号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第6号）

- (提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第6号 令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計予算
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)

(午後1時30分開会)

<議長>

企業団の皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和7年3月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集の挨拶がございます。

田中企業長。

<企業長>

3月議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

このたび富津市から選出されました中山正之議員におかれましては、当企業団議会議員にご就任賜り誠にありがとうございます。今後とも企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

まず初めに、経営状況についてですが、今年度は上半期までの患者数の減により収益が伸びなかった一方で、昨今の物価高騰や人件費の増などの影響による費用の増により、12月末時点では7億円を超える赤字となっており、5年ぶりの赤字決算となることが見込まれております。特にこの諸物価の高騰による費用増への対策は、国が定める診療報酬制度の中で、診療活動に多くの資源を必要とする急性期病院においては重大な課題であると認識しているところでございます。

そして、このような状況下での令和7年度予算の編成については、病院機能維持のために必要不可欠な施設設備や機器の更新などの対応もあり、これまでにない厳しいものとなりました。第6次5か年経営計画の最終年度でもある令和7年度は、持続可能な安定した病院経営の確保を図るため、本経営計画の計画値を達成するよう患者獲得と病床利用率の向上に努めるほか、様々な経営強化対策に取り組んでまいります。

次に、本院の二次救急輪番体制への協力についてのご報告です。

令和5年度は年間で14日の空白日が生じ当院がこれらに対応いたしました。令和6年度は、二次救急医療機関における医師の働き方改革の影響もあり既に30日の空白日に対応しており、3月については、空白日6日のうち3日を本院から大佐和分院を含む近隣病院へ医師を派遣する予定としております。君津医療圏における二次救急医療体制の維持は年々厳しいものになっておりますが、企業団といたしましても引き続き近隣医療機関と連携し、可能な限り君津医療圏の救命救急医療体制の維持に協力してまいります。

さて、本定例会では3月議会定例会提出案件としまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを含む3件の条例の制定と、損害賠償の額の決定について、そして令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)、さらに令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計予算を提出させていただいております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

富津市の選出議員に異動がありました。

小泉義行副市長が任期満了となったため、後任に中山正之副市長が選任されました。それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

中山議員。

<9番 中山正之議員>

ただいまご紹介にあずかりました中山正之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<議長>

次に、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による令和6年度定期監査及び同法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してありますので、ご確認願います。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定します。

中山正之議員を9番と指定いたします。

日程第2 会期の決定

日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月26日までの36日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定し、会期は本日から3月26日までの36日間といたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、佐藤葉子議員及び諸岡賛陸議員を指名いたします。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日の上程議案は6件でございます。朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され「拘禁刑」が創設されるため、関係する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、企業長の期末手当の支給月数の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、管理職員特別勤務手当の平日深夜において支給対象となる時間帯を拡大し、また、住居手当の支給対象に定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を加えるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第4号 損害賠償の額の決定については、当院で実施した手術により患者に修復手術を施行することとなった事案については企業団に過失があると認められることから、その解決のための賠償額を決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第5号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第6号）については、本・分院の業務予定量の補正とこれに伴う収益の補正のほか、給与費、材料費、光熱水費、賠償金等の補正を計上するものです。

最後に、議案第6号 令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、令和7年度は団塊の世代の全員が75歳以上となり、今後は医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方で、働き手となる生産年齢人口が減少する局面を迎えます。また、賃金上昇・物価高騰をはじめ人材確保・働き方改革の推進、医療DXの推進、大規模災害・新興感染症への備えなど、医療を取り巻く様々な課題に対応していく必要があります。このような背景を踏まえ、当初予算の編成に当たっては、経営強化プラン及び第6次5か年経営計画に掲げた目標の達成及び施策の実現に向けて、安定的な経営の確保、経営資源の有効活用、人材確保と働き方改革等の推進を重点項目とし、可能な限りの収入確保と支出抑制を盛り込み予算編成いたしました。

第6次5か年経営計画における主要施策に対する予算としましては、良質で安全な医療の提供の柱となる人材を確保するための諸事業に1億5,800万円、勤務環境の整備の柱となる働きやすい職場環境を整備するための事業に1億5,100万円を計上しております。また、資本的支出に総額31億3,400万円を計上し、そのうち建設工事費に電話交換機更新工事等で3億8,400万円、医療機械器具等にPET-CT装置の更新などで7億2,100万円、備品費に2,000万円、アクセスポイントの更新等で3億3,100万円を計上しております。

これらにより本院事業で249億8,000万円、分院事業で8億3,100万円、看護師養成事業で2億9,300万円の収益的支出予算を編成し、企業団全体として294億3,800万円の予算規模をもちまして、当地域の中核病院としての使命を果たすべく事業活動を推進してまいります。

なお、公立病院として事業の継続と安定した医療の提供に欠くことのできない構成市負担金につきましては、令和7年度は高等教育無償化対応経費分を含む18億5,654万1,000円を頂きたく提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

ここで、お諮りをいたします。

まず、本日上程議案のうち議案第2号と第3号の2議案については令和7年度予算に関する議案であることから、当会議では補足説明までを行い、質疑、討論、採決については定例会の最終日に行うこと、また、議案第6号については令和7年度予算議案であることから、当会議の後に開かれる予算決算審査委員会に審査を付託し同委員会に質疑を行い、討論、採決については定例会の最終日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めさよう決定し、当会議では議案第2号と議案第3号の2議案については補足説明までを行い、質疑、討論、採決については定例会の最終日に行います。また、議案第6号については補足説明までを行い、質疑については予算決算審査委員会で、討論、採決については定例会の最終日に行います。

それでは、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明申し上げます。

資料は提出議案説明資料です。説明資料の表紙をめくった1ページ目をご覧ください。

初めに、改正の理由でございます。令和4年6月17日に公布されました刑法等の一部を改正する法律により刑法の一部改正があり、刑法における刑罰のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることから、関係する企業団条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、改正の内容についてご説明申し上げます。

まず、資料の（1）番でございます。「懲役」を「拘禁刑」に改める字句の改正についてでございますが、企業団では君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例並びに君津中央病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例において「懲役」の規定があるため、これらを「拘禁刑」に改めようとするものでございます。なお、企業団の条例におきまして「禁錮」の刑罰の規定はございません。

次に、（2）番でございます。罰則の適用等に関する経過措置といたしまして、1点目、アで「この条例の施行前にした行為の処罰については、従前の例によることとする」を、これを附則第2項に、そしてイの「この条例による改正前に、条例が改廃された際に設けられた経過措置により適用することとされている懲役等の罰則規定の包括的な読替えを行う」と、これを附則第3項に加えようとするものでございます。

字句の改正箇所につきましては資料の2ページ、3ページに新旧対照表を用意してございますので、

併せてご確認いただきたく存じます。

資料の1ページ目に戻りまして、条例の施行日についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行日であります令和7年6月1日となります。

本件に关します補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、直ちに討論を行います。

まず、反対者の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成者。

(「なし」の声あり)

反対者、賛成者、討論がありませんので、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

資料は提出議案説明資料の4ページをご覧ください。

まず、改正の理由でございます。一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、特別職である企業長の期末手当の引上げを行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容につきましては、期末手当の支給月数を現行の4.20月分から、年間4.60月分に引き上げようとするものでございます。条例の施行日は、改正後の条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明は、以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

資料は提出議案説明資料6ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、管理職員特別勤務手当の平日深夜において支給対象となる時間帯を拡大、また住居手当の支給対象に定年前提任用短時間職員及び暫定再任用職員を加えるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございます。

まず、1点目です。現行の規定では午前0時から午前5時までとなっております平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時までとすること。そして、2点目といたしましては、条例第24条では手当の支給に関する特定の職員についての適用除外が規定されておりますが、その条例第24条の定年前提任用短時間職員及び暫定再任用職員に関する適用除外規定から住居手当、こちらは第8条になりますが、住居手当を削り、引き続き住居手当の支給対象外となります育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員に関する適用除外規定を別の項として独立させ、新たに第3項を規定しようとするものでございます。

条例の施行日でございますが、改正後の条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明は、以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

次に、議案第4号 損害賠償の額の決定についてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第4号 損害賠償の額の決定について補足説明を申し上げます。

資料は議案目録の5ページをご覧ください。

初めに、項番1で記してございます事案の概要でございます。企業団が運営いたします国保直営総合病院君津中央病院が、患者Aに対し平成31年3月5日に左陰嚢内の腸管脱出に対する左鼠径ヘルニア根治術を施行したところ、術後当日から嘔吐継続と腹部膨満の増強が認められ、CT撮影の所見においても大量の腹水が認められました。翌日に、腹水貯留の原因精査と全身状態が悪化した場合の対応のため、千葉大学医学部附属病院に転院搬送いたしましたところ、膀胱破裂と診断され、膀胱の破裂部を修復するための手術を施行することとなったものでございます。

資料の5ページの下段でございますが、本事案について精査いたしましたところ企業団に過失があると認められることから、項番2に掲げますとおり賠償額300万円をもって解決することとしたと、地方公営企業法第40条第2項及び君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規

定により適用することとなる地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、損害賠償の相手方でございますが、項番3に記載のとおり袖ヶ浦市在住の個人の方となります。

本件に関します補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

このような事案、よくヘルニアを手術をするというようなことはよく聞く話でございますが、その際に膀胱を破裂させてしまうということはどれぐらいの確率で起こるものなのか、教えてください。

<議長>

当局の答弁を求めます。

藤森副院長。

<藤森副院長>

私は内科ですけれども……

<議長>

藤森副院長、起立でお願いします。

<藤森副院長>

失礼しました。私は消化器内科が専門ですが、外科のことはあまり詳しくは存じ上げないんですけれども、非常にまれな事例だと思われます。

本事例は9か月の乳児ということがございまして、ヘルニアに関しては出生初期から認められたと。ただ、やっぱり新生児であれば手術するのは困難という判断で9か月まで待って手術に当たったということなんですけれども、体が大きくなったといっても9か月ですので、おなかを切開して手術するわけなんですけれども、体が小さいので1.5センチぐらいの切開した部分からヘルニアの脱出している部分を特定して手術に及んだんですけれども、ヘルニア嚢と膀胱とを誤認して切開してしまったということになりました。ですので、普通、大人であれば全然問題ないと思うんですけれども、非常に小さい乳児であったということが今回の誤認の原因になったと思われます。

以上です。

<議長>

下田議員、よろしいですか。

<5番 下田剣吾議員>

はい。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

質疑終局と認めます。

次に、討論を行います。

まず、反対者の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成者。

(「なし」の声あり)

反対者、賛成者、討論がありませんので、採決をいたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

<議長>

挙手全員であります。

よって、議案第4号 損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)を議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第5号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)について補足説明申し上げます。

提出議案説明資料の9ページをご覧ください。

上段の枠囲いの中で、今回の補正予算の概要をお示ししてございます。今回の補正予算第6号につきましては、本・分院の業務予定量の補正とこれに伴う収益の補正、続いて高額な医薬品使用量の増や全身麻酔手術件数の増に伴います手術材料の消費増などによります材料費の補正、続いてエネルギー単価の上昇及び使用量の増によります光熱水費の補正、そして医療事故を和解するに当たり必要となります賠償金とこれに対します保険金収入の補正、このほか予算の適正執行のために必要なものを計上するものでございます。

引き続き項番ごとに内容を補足申し上げます。

本院につきまして、まず項番1の本院事業収益の表をご覧ください。本院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして7億1,967万6,000円を減額補正し、補正後の予算額を236億246万1,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、まず医業収益を、既決予定額に対しまして7億2,252万8,000円減額補正いたします。医業収益の内訳は入院収益及び外来収益でございます。それぞれの内容につきましては右側の説明欄でお示ししますとおり、入院収益につきましては、予算第2条第1項で定めます業務の予定量を下方修正しようとするものでございます。延患者数を既決予算によります業務量の18万2,500人から3,650人の減となります17万8,850人へ、1日平均患者数を500人から10人の減となります490人へと改め、診療単価は8万700円から700円の低下となります8万円に改めまして、患者数の減及び診療単価の低下によります収入減を見込むことから、既決予定額に対しまして4億1,975万円を減額補正しようとするものでございます。

続きます外来収益につきましても業務の予定量を下方修正するものでございまして、延患者数では既決予算によります業務量の26万7,300人から7,290人の減となります26万10人へ、1日平均患者数は1,100人から30人の減となります1,070人へと改め、診療単価も2万3,700円から500円の低下となります2万3,200円と改めまして、患者数の減及び診療単価の低下による収入減を見込むことから、既決予定額に対しまして3億277万8,000円を減額補正しよう

するものでございます。

次の医業外収益につきましては、医療事故の和解に伴います賠償金支払いに対する保険金収入でございます。これにより285万2,000円を増額補正しようとするものでございます。

資料は10ページをご覧ください。

項番2の本院事業費用でございます。本院事業費用全体といたしましては、既決予定額に対しまして5,805万3,000円を増額補正し、補正後の予定額を242億6,773万9,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、まず医業費用のうち給与費におきましては、1億8,000万円を減額補正しようとするものでございます。この内容につきましては右側の説明欄にお示ししますとおり、職員の予定数未確保によります給料、手当及び法定福利費の減でございます。

次にその下、材料費でございます。1億8,080万円の増額補正をしようとするものでございます。説明欄にお示ししますとおり、高額な医薬品の使用量増によりまして医薬品については4,000万円を、手術材料等の消費増によりまして診療材料費は1億3,000万円を、給食材料費につきましては価格高騰によりまして1,080万円を、それぞれ増額補正しようとするものでございます。

続いて、経費でございます。経費につきましては、4,025万3,000円を増額補正しようとするものでございます。説明欄記載のとおり、電気及びガス料金の単価上昇そして使用量増によりまして光熱水費3,740万円を、そして医療事故の和解によりまして賠償金285万3,000円を、それぞれ増額補正しようとするものでございます。

なお、先ほどご説明いたしました賠償金支払いに対する保険金収入と賠償金支払いに1,000円の差がございますが、こちらは収益におきましては切捨て処理を、費用におきましては切上げ処理を行うことにより発生する差となっております。

続いて、医業外費用におきましては、既決予定額に対しまして1,700万円を増額補正しようとするものでございますが、こちらは、その他医業外費用におきまして、先ほどご説明いたしました薬品費の増額補正4,000万円と診療材料費の増額補正1億3,000万円の合計額でございます1億7,000万円に係る消費税負担が増額することによりまして、その10%の消費税分1,700万円を雑損失で計上するものでございます。

資料10ページの項番3、分院事業収益についてでございます。

まず、分院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして3,285万円を減額補正し、補正後の予定額を7億6,283万6,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、全額が医業収益におけます入院収益に対するものでございます。

右側の説明欄で内容をお示ししてございますが、予算第2条第2項で定めます業務の予定量を下方修正するものでございまして、まず入院の延患者数を既決予算によります業務量1万950人から730人の減となります1万220人へ、1日平均患者数では30人から2人の減となります28人へと改め、そして診療単価は3万1,000円から1,000円の低下となります3万円と改めまして、患者数の減及び診療単価の低下による収入減を見込むことによる減額補正でございます。

資料11ページをご覧ください。

項番4でお示しします分院事業費用でございます。分院事業費用全体といたしましては、既決予定額に対しまして440万円増額補正し、補正後の予算額を7億9,732万9,000円にしようとするものでございます。

その内容でございますが、まず医業費用の材料費におきまして新型コロナ治療薬及びワクチンの消費

増によります薬品費を400万円増額補正し、続いて医業外費用のその他医業外費用におきまして、ただいまご説明いたしました薬品費400万円に係る消費税負担分の増を、その10%、40万円を雑損失で計上しようとするものでございます。

ただいまご説明いたしました項番1から4の内容から本院、分院の各事業ともに予算の年間収支は変更になりますので、項番5の年間収支におきまして補正後の数値をお示ししてございます。

本院事業におきましては6億8,327万9,000円の純損失を、分院事業におきましては3,649万3,000円の純損失を、それぞれ見込むものでございます。

続きまして、項番6のその他でございます。冒頭の枠囲いの後段でご説明申し上げました予算の適正執行のために必要なものを挙げてございます。

ただいまの補正に伴いまして、まず(1)でございます。予算第9条で定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、本院事業の職員給与費を表でお示します内容で補正しようとするものでございます。続いて(2)は予算第10条で定めます、たな卸資産購入限度額といたしまして、限度額を65億3,221万4,000円から67億2,361万4,000円へと改めようとするものでございます。

資料12ページから13ページまでは、ただいまご説明申し上げました内容を損益計算書の形にしてまとめたものでございますが、備考欄に記載がある部分が今回の補正の対象となるものでございます。

補正予算(第6号)に係ります補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

よろしくお願いします。

1点目は、毎回の会議でいただいていた予定の入院患者数あるいは外来患者数が減っていたのを見ていましたので、こうした結果になるのも理解はするところでございますが、患者数の減というふうに書いてありますが、その原因ですね。なぜ、コロナが終わり市民生活は通常に戻っておりますので、それほど大きなコロナの影響というのは減っていると思われませんが、その中でどうして外来患者数、入院患者数が減ってしまうのかという分析を教えてください。

<議長>

小柳事務局次長。

<小柳事務局次長>

ただいまの質問に対してご回答いたします。

まず、1点目といたしまして、医師の確保においては、診療科におきまして消化器内科と呼吸器内科の医師が令和5年度に対しましてそれぞれ1名ずつ減っております。これによりまして取扱い患者数が減ったというところが、まずございます。これに連動するというわけではないですが、あえて申しましたら連動するかのように入院患者数の取扱いも減っているところはございました。

そして加えて看護師の確保におきましても、例年、確保は予定よりもどうしても予定に達しないというところがあるんですが、特に今年度、令和6年度の上期におきましては、実質で勤務できる看護師さ

んに対しまして、夜勤のできる看護師さんが令和5年度に対しまして大分減っていましたので、この間の影響もございまして取扱い患者が減っていたというところでございます。

なお、当初の令和6年度の予定では下期から病床を13床再稼働するという計画がございましたので、これに合わせて上期においては看護師の確保に努めておりまして、実際、下期からはそのように稼働したところではございました。当初の予定よりも3人看護師は少なかったんですが、その計画に基づいて13床、再稼働しております。これによりまして実は取扱い患者は後半のほうでは増えてはきたのですが、上期の取扱い患者が予想以上に少なかったものです。この後で取り扱う患者さんを510人を超えることが想定できましたので、1月から3月までの患者さんを511人を取り扱った場合に年間を通して1日平均患者数を算出、試算しましたところ、490人となったところでございます。

以上でございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

なかなか難しい課題も含めて分かりやすく説明をいただきまして、ありがとうございます。非常に分かりやすく、理解をいたしました。

そして、1つ、今回の補正予算は今年度の総まとめの数字を最後に補正するというので、そういったことで申し上げますと、やはり各市、財政厳しくなっている中で、ほかの市もどの市もやっぱり財政は厳しいと。そういう中で、中央病院の役割としまして、この外来の人数も入院の人数も増えていて、あるいは横ばいになり、努力を続けている中で、この地域の医療を支えているという前提があつて、私たちが、じゃあその負担をやっぱり4市で分かち合わなきゃいけないよねというような理屈が順番ではないかというふうに思うわけです。ですので、できる限り病院の経営改善というのは、やはり外来を増やし入院を増やし退院促進をして、そして診療報酬を獲得していく、様々な加算を獲得するという基本だとは思いますが、そのお客様から選ばれない病院にならないように、その点だけのご努力いただかなければいけないというふうに思いました。

昨年の3月の議会の中で、今回はまさに経費が増える部分、そして支出が減る部分というのを補正する数字の説明になっておりますが、様々皆様日常の中ではご努力をされていると思います。ですので、経費を減らして工夫した部分、そして収入を増やすために努力して収入が増えた部分について何かありましたら、ご報告をお願いします。

<議長>

当局の答弁を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

収入の増につきましては、先ほど患者数の減の説明をさせていただいた直後で少し心苦しいところではございますが、新規患者の獲得のために地域の医療機関との連携の強化は継続して進めているところでございます。それに加えまして救急患者、こちらに対しても過去に各構成市の一部の議会などで、当院の救急の受入れについて議会での質問があつたというふうに承知しておりますが、これに関しまして、企業長、病院長、そして救命救急に携わるドクターの尽力もあり、二次救急、消防からの要請に対しては断らないようにということで努めているところでございます。

また、そのほか経費の削減につきましては、ここで何度かご説明しておりますが、診療材料の共同購入というのも継続してこれは取り組んでいるところです。こちらにつきましても、その効果額が5, 0

00万円、6,000万円あっても支払額は使用量が増えれば増えてしまいますが、それでも効果額というのは現在6,000万円、あるいはさらに大きな金額になるよう材料の共通化というんですか、銘柄を指定せずにできるだけ病院全体で同じものを使おうと、あるいはより安いものを使うというような取組もしております。

さらには電気量。単価が上がっているところではございますが、いろんな職員からの指摘も受けながら職員階級の電球を間引きしていったり、あるいは照明器具の調整をして電気の使用量を抑えるような取組も、細かなものからやっているところでございます。

あとは、委託料につきましては、なかなか人的なサービスですので、それこそ人件費の高騰もあって価格を抑えるというのは難しいところでございますが、できるだけその値上げ幅を大きなものとならないように交渉したり、場合によってはその仕様を見直すというものも含めて、契約の中身を吟味しながら実施しているところでございます。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

経費の削減というところですが、人件費のほうでも、これまで管理職手当のカット、それから企業長の給与のカットも過去5年にわたって行っております。それから、給与改定の時期につきましても4月に遡ってというところを行わずに1月に改定をするというところで、年間で約4,000万円から5,000万円ぐらいの削減という形で企業団としては取り組んでいるところでございます。

<議長>

ほかに。下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

ありがとうございます。様々な収入増の取組あるいは経費節減の取組をお聞きすることができました。ぜひこうしたことは、各市にも、また関係者の方にも理解いただきたい企業団の職員の皆様の努力だというふうに考えております。この3月は予算編成などもあり大変お忙しいかもしれませんが、決算あるいはこの補正予算のときに、こういう項目は工夫したんだよということをぜひ積極的に公表していただきご説明いただければ、また理解も深まるのかなというふうに考えます。

また、人件費の削減については私はちょっと考えが違いまして、できる限り人材を確保するために人件費はある程度確保していかなきゃいけないということ。そして、それをもって診療報酬をしっかりと獲得して、特別交付税などをしっかりと受けて病院の収益を改善するというのも大事だというふうに思っておりますが、しかしながら今の現状の会計の中で努力されているという部分でご理解をいたしました。大変勉強になりました。ありがとうございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

私のほうからも、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

下田議員のほうからもありましたとおり、この3月の補正というのは令和6年度の決算的な要素もあると思います。そのような中で、冒頭から企業長のほうから5年ぶりの赤字であると、また総額が7億円であるということで竹下事務局長のほうから詳細を説明いただきました。

では、まず、この5年ぶりの7億円ということなんですけれども、以前赤字になった5年前ですか、6年前になるんですか、そのとき大体幾らぐらい赤字だったのかということと、そのコロナ期間がいろ

いろな手当、補助事業とかがありまして黒字で決算を終えていたというように理解しているんですが、以前、おおよそ幾らぐらいの赤字がまずあったのか、お聞かせください。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

収支額につきましては年間変動がございますが、コロナの前の段階ですと、例えば6億円あるいは8億円といった赤字額を計上した年度もございました。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

そうしましたら今回の7億円というのは、コロナ以前に考えれば妥当な、妥当といったらあれですが、それなりに赤字があったというふうに思われるんですけども、そのような中で、今年度この予算編成をしたときに、コロナが終わりましたよ、補助事業がなくなりましたよというときに、こういった予測数値というのは考えられなかったのかということを1つだけ確認させてください。

<議長>

小柳事務局次長。

<小柳事務局次長>

ただいまの質問にお答えいたします。

令和6年度予算編成に対しまして、議員のおっしゃるとおりポストコロナという前提での予算編成をしてございます。この際には、診療報酬で新たに給与費のベースアップ分が評価されるという前提で予算を組んでございましたが、これが人事院勧告とそれから地方公共団体が雇用採用するに当たってどのように取り扱うかという結果といたしますか、結論が出たのが大分遅くなってしまいまして、実際この評価量を算定するのは今年の1月からとなってしまうので、実はこの分の収益を獲得するためのタイムラグが生じてしまったので、実際の予算よりも少し少なくなってしまったという結果がございます。

以上でございます。

<議長>

田中企業長。

<企業長>

企業団は平成28年から赤字になりました。特に額からいくと本院の決算額が非常に大きくて、分院は浮き沈みはありますけれども、それほど大きな赤字ではないということで、本院を主に我々は注視しておりました。それで、平成30年は8億4,000万円という非常に大きな赤字になりました。それまでは2年間は数億円、それ以後、みんなで経営改善に頑張ってまいりました。そこにコロナが勃発しまして一気に黒字になりました。もちろん、そのコロナの補助金のおかげです。

しかし、我々はこのコロナの補助金はあくまでも一時的なものであるということは身にしみてもう分かっておりましたので、常に我々はこのコロナの補助金を除いた額で収支を見ておりました。その額を見てみますと、8億4,000万円の赤字が徐々に改善されて、縮小して、そして令和5年度、2年前で一昨年ですけれども、とうとう補助金などなくても若干黒字になりました。

ということで非常に経営自体が改善してきてよかったと安堵を少ししかけたんですが、今年度はこのように大きな赤字になり、これは非常に我々のある意味予想外のことという点もございます。といいま

すのは、ほかの病院を見ましても、特に日本全国、多くの病院が今年度は本当に苦しい。赤字になるところが多い。そして、千葉県内の幾つかの公立の基幹病院、大きい病院を見てみましても、実は我々よりも若干規模が小さい病院でも我々以上に赤字の見込みというところもございます。ですから、非常に今年度は特異的な状況にあるということが1つ言えます。

それから、先ほどベースアップ評価料が国から加算がつくということなんですが、この額と実際の人事院勧告で我々が給料を上げる額は非常に乖離がございますので、ベースアップ評価料をもらっても全然追いつかないという、そういう状況もあります。ですから、決して予想が、予算が甘かったののではないかというご指摘もあるかと思いますが、非常に予想外のことが今年は起きているというふうに考えていただければというふうに思います。

以上です。

<議長>

よろしいですか。

<1番 草刈慎祐議員>

はい。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

質疑終局と認めます。

次に討論を行います。

まず、反対者の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成者。

(「なし」の声あり)

討論がありませんので、採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第5号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計予算を議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第6号 令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について補足説明申し上げます。

提出議案説明資料の14ページをお開きください。

まず、項番1におきまして、令和7年度当初予算の概要をお示ししてございます。

(1) 予算編成の考え方でございますが、令和7年度は「団塊の世代」の全員が75歳以上となり、今後は医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方で、働き手となる生産年齢人口が減少する局面を迎えることとなります。また、賃金上昇・物価高騰をはじめ、人材確保・働き方改革の推進、医療DXの推進、大規模災害・新興感染症への備えなど、医療を取り巻く様々な課題に対応し

ていく必要があります。

このような背景を踏まえまして、当初予算の編成に当たりましては「経営強化プラン」及び「第6次5か年経営計画」に掲げました目標の達成及び施策の実現に向けまして、「安定的な経営の確保」、「経営資源の有効活用」、「人材確保と働き方改革等の推進」、これらを重点目標といたしまして可能な限りの収入確保と支出抑制を盛り込んだものでございます。

(2) では、この考え方に基きます予算の骨子を事業ごとにお示ししてございます。

まず、本院事業におきましては、昨今の賃金上昇や物価高騰の影響に加え、人事院勧告を踏まえた給与改定や建物設備の保全等、費用が増大する中、後発医薬品への切替えや共同購入の活用、建物設備・医療機器修繕の絞り込みなどによります費用の抑制を反映させつつ、医師の確保や直近の病床稼働実績を踏まえた医業収益の増額を見込むものでございます。

また、投資的経費につきましては、耐用年数を超えて老朽化が進むものであっても、優先度や平準化の観点から予定事業を絞り込みながら建物設備の保全、医療機器及び情報システムの更新を行い、施設機能及び医療機能の維持、充実に努めようとするものでございます。

次に、分院事業におきましては、人事院勧告を踏まえた給与改定、老朽化が進む建物設備・医療機器の修繕等によりまして費用が増大する中、収益面では医師の確保による外来診療枠の拡大等により医業収益の増額を見込むものでございます。また、分院建て替えに向けた検討のため、病院建設等有識者の顧問報酬等の費用を計上するものでございます。

看護師養成事業におきましては、収益面では高等教育の修学支援新制度の支援拡大による減免拡大や構成市負担金の繰入増などを見込み、費用面では人事院勧告を踏まえた給与改定の影響等による増額を見込むものでございます。

資料は引き続き15ページをご覧ください。

項番2は、予算第2条で定めます業務の予定量を説明させていただいております。

まず、本院事業におきましては、病床数をご覧のとおり令和6年度からの変更はございません。1日平均患者数につきましては、入院は令和6年度の当初予算から2.0%の増となります510人、外来は令和6年度当初予算との比較で1.8%の増となります1,120人と設定いたしました。

次に、分院事業におきましては、病床数は本院同様に前年度からの変更はございませんが、1日平均患者数につきましては、入院では前年度と同様の30人といたしますが、外来は前年度に対しまして1.2%の増となります167人としております。

最後に、看護師養成事業についてでございますが、3学年合わせて、令和6年度、前年度の予定量に比較して1人の減となる180人を予定してございます。

それでは資料16ページ、17ページを見開きでご覧ください。

16ページの項番3は、予算第3条で定めます収益的収入及び支出でございます。

まず、(1)番、概要でございますが、ここでお示します表は企業団全体の収益及び費用の額を記載してございます。表、左から2列目のA覧が令和7年度予算案の金額、そしてB覧は令和6年度の当初予算、C欄が増減額となっております。

それでは、右側の17ページの摘要欄の記載に沿ってご説明申し上げますので、適宜左側の表と併せてご確認いただければと存じます。

まず、1点目、予算の規模でございます。企業団全体の予算規模は261億396万円で、令和6年度当初予算との比較において8億7,934万円、3.5%の増を見込むものでございます。

次に、②の収益的収入でございますが、本院及び分院の医業収益合計額は232億6,956万円で、

令和6年度当初予算との比較において8億6,368万円、3.9%の増を見込むものでございます。医業外収益と看護師養成事業収益の合計額は28億3,440万円で、このうち3事業合わせます構成市負担金の額は18億5,654万円でございます。これによります収入の総額は、令和6年度当初予算との比較において8億7,934万円、3.5%の増となるものでございます。

続きまして、③の収益的支出でございます。

本院及び分院の医業費用の合計額は24億6,494万円で、令和6年度当初予算との比較において8億8,302万円、3.7%の増を見込むものでございます。医業収益に対します医業費用の割合は106.0%で、令和6年度当初予算との比較において0.1ポイントの低下となっております。企業団管理費、医業外費用及び看護師養成事業費用の合計額は14億1,902万円を見込むものでございます。特別損失につきましては、令和6年度保険者請求分に係ります査定減額などによりまして1,500万円を計上するものでございます。そして、これらによります支出の総額は、令和6年度当初予算との比較において8億7,934万円、3.5%の増となるものでございます。

最後、④収益的収支（純損益）でございますが、収益的収支におきましては、本院事業、分院事業及び看護師養成事業の3事業ともに収支均衡を見込むものでございます。

資料は18ページ、19ページを見開きをご覧ください。

(2)番、事業別収支から、3事業それぞれについてご説明申し上げます。

まず初めに、本院事業でございます。

入院収益につきましては、先ほど申し上げましたとおり予定業務量を前年度に対しまして増となる510人といたしました。診療単価におきましては1,700円の上昇を見込むことで、前年度当初予算に対しまして4.1%、6億1,101万円の増収としてございます。

その理由につきましては、右側の摘要欄でお示しますとおり、直近の病床稼働実績を踏まえつつ医師の確保、在院日数の最適化などによります患者数の増を見込むとともに、医療職の賃金改善に係ります施設基準の取得等による診療単価の上昇を見込むことによる増額としたものでございます。

ただいまご説明申し上げました摘要欄の説明につきまして、さらに補足させていただきます。

直近の病床稼働実績を踏まえつつご説明いたしました箇所につきましては、令和6年度下期の実績を指すものでございますが、具体的に申し上げますと、令和6年度上期までは病棟看護師の確保に努め、10月から13床の病床を再稼働することによりまして、月ごとの1日平均患者数は10月で488人、11月で500人、12月で490人、そして1月で519人と、徐々に取扱い患者数が増えてございます。特に1月におきましては、最大573人を扱った日が1日間、次の571人を扱った日が2日ございます。

次に、医師の確保、在院日数の最適化等によります患者数の増とご説明申し上げた箇所につきましては、この場合の確保については現時点での欠員を補充するというものでございますが、具体的に申し上げますと、先ほども一部触れましたが消化器内科医師、呼吸器内科医師あるいは救急科の医師の確保などと、ICU病棟におけます看護師の確保、そして入院単価が減る方向に作用してしまいますDPC入院期間Ⅲ以降の患者さんの最適化などによりまして、高単価の入院患者を受け入れることにより、さらなる患者数の増及び入院単価の上昇を見込むものでございます。

続きまして、外来収益でございます。業務予定量と単価の増を見込むことで、前年度に対しまして4.0%、2億5,126万円の増収としております。

その理由につきまして右側の摘要欄に記載させていただいておりますが、入院からの繰り返しになりますが、医師の確保によります患者数の増、高額な医薬品の使用量増などによります診療単価の上昇を

見込むことによる増額とするものでございます。

引き続き摘要欄に沿ってご説明申し上げますと、その他医業収益は、職員の感染管理の観点から令和6年度のみワクチン接種を全職員対象としたことに加え、保険会社所定診断書の作成件数の減を見込むことによる減額を、国県補助金につきましては、ドクターヘリ運営事業補助金3億2,478万円や周産期母子医療センター運営事業補助金4,229万円などを計上し、医業外収益におきましては、まず負担金交付金については、構成市負担金15億1,454万円のほか千葉県からの国民健康保険特別調整交付金654万円を計上し、保育所収益は保育児数の増による増額を、その他医業外収益では敷地内保険調剤薬局事業者からの土地賃貸料収入の減額を見込むことに加え、自動販売機設置に係ります収支の計上方法を変更することによる減額を、それぞれ計上しているものでございます。

以上によりまして、本院事業収益は、18ページの表の2行目、本院事業収益の行に記載のとおり249億7,970万1,000円で、令和6年度当初予算との比較で3.4%、8億3,037万3,000円の増を見込むものでございます。

次に、18ページは下の段の表に移りまして、本院事業費用でございます。

表の2行目に記載しておりますとおり、令和7年度当初予算の本院事業費用は249億6,170万円で、令和6年度当初予算との比較において3.4%、8億3,037万3,000円の増を見込むものでございますが、まず1点目、給与費は令和6年度当初予算と比較して3.2%、4億527万1,000円の増としてございます。

これにつきまして19ページの摘要欄でお示ししますとおり、正規職員におきましては当初予算比で3人の増、会計年度任用職員におきましては同じく3人の増としてございます。ただいま摘要欄でお示ししております人員の増減につきましては、米印の行で注記してございますが、令和6年度当初予算の想定予定職員数と比較した結果の人数でございます。

参考までに、令和6年度決算見込みと令和7年度当初予算におけます人員の増減につきまして補足させていただきますと、まず医師においては7名の増、看護師においては24名の増となりますことを申し添えさせていただきます。

次に、給与費の主な増減理由でございます。摘要欄に記載のとおり、昇給により増が5,412万円、人事院勧告により増が4億985万円、そのほかは以下記載のとおりでございます。後ほどご確認くださいようお願い申し上げます。

資料は20ページ、21ページをご覧ください。

本院事業費用の続きでございますが、右側の21ページの摘要欄に沿ってご説明申し上げます。

まず、②の材料費でございます。こちらは前年度と比較して3.9%の増としてございますが、その内訳につきましては、薬品費については、後発医薬品への切替えなどにより増減を見込む一方で、高額な生物学的製剤等の使用量増を見込むことにより5,367万6,000円の増、診療材料費につきましては、共同購入の活用等による削減を見込む一方で、手術材料の使用量増等を見込むことにより1億7,024万9,000円の増、給食材料費につきましては、食材料費の高騰によりまして1,887万5,000円の増を、それぞれ計上するものでございます。

続きまして、③の経費でございますが、まず1点目、光熱水費でございます。こちらは電気料金及びガス料金につきましては、国の負担軽減措置を含む直近の年間実績額といたしまして5億6,833万1,000円を計上し、続く修繕費では、経年劣化や点検等により必要となった建物設備・医療機器等の修繕といたしまして2億8,755万5,000円を計上するものでございます。

21ページの摘要欄におきまして、主な修繕予定を記載させていただいております。併せてご確認い

ただければと存じます。

続く保険料でございますが、こちらは医療費連帯保証人代行制度の導入によりまして491万1,000円を増額し、続く委託料では、医療器械保守、設備保守、ドクターヘリ運航業務委託、院内清掃、医師紹介などの職員では行えない業務や、職員を雇用して行うより委託したほうが効率的な業務を委託するものとしたしまして、これら前年度に比べて9,296万4,000円を増額するものでございます。

なお、委託料の主な増減内容につきましては、業務運営関係、設備保守関係、建物管理関係、医療管理関係、情報システム関係の別に摘要欄に記載してございますので、後ほどご確認いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、④番の減価償却費でございます。減価償却費につきましては10億4,211万9,000円で、建物附属設備分は、耐用年数経過によります減を上回る償却の開始があったことで増額を、器械備品分につきましては、平成30年度に取得した電子カルテシステムの耐用年数経過などによる減額を、それぞれ計上するものでございます。

⑤の資産減耗費におきましては、電話交換機やPET-CT装置などの更新対象資産の除却費用を計上し、⑥の研究研修費におきましては、認定看護師の養成費用を計上する一方で、オンライン研修の増加によります旅費の減などを見込むことによる減額を見込んでございます。

続きまして、医業外費用でございます。

⑦の支払利息におきましては、現病院建設分の企業債償還、あるいはガスコージェネレーション設備リースの経過によります減額を計上しております。

⑧のその他医業外費用におきましては、自動販売機設置に係ります飲料水等仕入料の計上が経費処理の変更で、これらがなくなる一方で、薬品及び診療材料の購入増に伴い消費税の負担が増加することによる増額を見込むものでございます。

資料22ページ、23ページをご覧ください。

分院事業でございます。

分院事業収益におきましては、前年度との比較において4.6%、3,686万5,000円の増を見込んでおります。

この内訳につきましては右側の摘要欄でお示ししますとおり、入院収益では、令和6年度の見込みを踏まえつつも医師の確保による増収を見込むことで、患者数、診療単価ともに令和6年度当初予算と同数を計上し、外来収益では、令和6年度見込みを踏まえつつ非常勤医師の活用によります糖尿病内科の診療枠拡大などにより、患者数の増及び診療単価の上昇を見込むことによる増額としております。

その他医業収益では、令和6年度見込みを踏まえ新型コロナワクチン接種料の減を見込む一方で、人間ドック利用者数や特定健診受診者数の増を見込むことによる増額を、そして構成市負担金では近年の経営状況、地方交付税算定基準等を踏まえ構成市負担金1億1,000万円を計上するほか、千葉県からの国民健康保険特別調整交付金451万円を計上し、その他医業外収益では二次救急輪番待機回数の減によります減額のほか、本院と同様に自動販売機設置に係る収支の計上方法を変更することによる減額を見込むものでございます。

22ページ中段の表、分院事業費用に移らせていただきます。

分院事業費用全体では、前年度との比較において4.7%、3,686万5,000円の増を見込んでおります。

その内訳につきましては右側の摘要欄に記載のとおり、まず①番の給与費におきましては、前年度と

の比較で5.5%、3,144万1,000円の増としてございます。

内訳は摘要欄でお示ししてございますとおり、正規職員におきましては3人の減、会計年度任用職員におきましては3人の増としてございます。なお、本院同様に、ただいまの摘要欄でお示ししております人員の増減につきましては、こちらも米印の行で注記いたしましたとおり、令和6年度の当初予算での予定職員数との比較の結果でございます。給与費の主な増減理由は摘要欄でお示ししてございますが、昇給によります増が288万円、人事院勧告によります増が2,288万円、非常勤医師依頼回数増によります増が608万円、そのほかは記載のとおりとなります。併せてご確認いただければと存じます。

引き続き摘要欄でご説明させていただきますが、②番の材料費につきましては、1点目、薬品費でございますが、こちらは新型コロナ治療薬及びワクチンの消費増を見込むことによります増額。診療材料費については、在宅療養患者の増加に伴います在宅医療機器の賃借料の増などによります増額を見込み、③の経費につきまして、まず報償金では、分院建て替えに向けた検討に係ります顧問報酬、講演会報酬等を計上しており、修繕費では、主な修繕予定に掲げました修繕費を計上しております。委託料につきましては、全身用X線CT装置の更新に伴う保証期間により保守料が減額となる一方で、賃金上昇等により給食業務等が増額となることによる増額を計上するものでございます。

24ページ、25ページに移らせていただきます。

分院事業費用の続きとなりますが、④の減価償却費では、建物附属設備分といたしましては、耐用年数超過によります減を上回る償却開始による増があることによりまして増額を計上しております。器械備品分は、平成29年度に取得いたしましたX線テレビシステム等の耐用年数経過などによります減額を計上しております。

⑤の資産減耗費では、全身用X線CT装置などの更新対象資産の除却費を計上しております。

⑥の医業外費用でございますが、こちらは薬品及び診療材料の購入増に伴います消費税の負担が増加する一方で、本院同様に自動販売機設置に係ります飲料水等の仕入料の計上がなくなることによります減額を計上するものでございます。

24ページ中段の表からは、看護師養成事業でございます。

まず、看護師養成事業収益全体では、前年度に比較して4.3%、1,209万9,000円の増を見込むものでございます。

その内訳につきまして、25ページの摘要欄に沿ってご説明申し上げます。

まず、1点目が、学費収益では、学生数の減に加えて高等教育の修学支援新制度の支援拡大によります授業料及び入学金の減免額の増を見込むことによる減額を計上しております。

続く、負担金交付金では、構成市負担金といたしまして学校運営費2億2,200万円、そして高等教育無償化対応経費1,000万円を計上しております。

その他事業収益では、学生寮入寮者数の減を見込むことによります減額を計上するものでございます。

24ページ、最後の表でございますが、こちらは看護師養成事業費用でございます。

看護師養成事業費用全体では、前年度との比較で4.3%、1,209万9,000円の増を見込むものでございます。

その内訳については25ページの摘要欄に沿ってご説明申し上げますが、まず①の給与費につきましては、人員数については前年度当初予算との比較で増減はございません。続く、主な増減理由でございますが、こちらも摘要欄に記載のとおりとなりますので、併せてご確認いただければと存じます。

続いて、資料26ページ、27ページをご覧ください。

看護師養成事業費用の続きでございますが、こちらも右側の摘要欄に沿ってご説明申し上げます。

②番の教育費でございます。教育材料費につきまして、実習要綱・要領の印刷代の増等によります増額を見込んでおります。消耗備品費では、看護実習モデルなどの購入費用をそれぞれ計上し、③の経費では、まず1点目、委託料として特定建築物定期点検を実施することによります増額を見込んでおります。続く学生対策費では、学校案内パンフレット及び学生募集ポスター製作料の増などによる増額を計上しております。④の寄宿舍費では、光熱水費は学生寮入寮者数の減を見込むことによる減額を計上し、⑤の減価償却費では、償却開始による増を耐用年数経過による減が上回ったことにより全体としては減額を計上しております。⑥の資産減耗費では、サーバー及びパソコン等をリースで調達することにより現有資産の除却費を計上し、⑦の研究研修費では、研修のオンライン化による旅費の減を見込むことによる減額を計上しております。⑧番の支払利息について、まず1点目、企業債利息につきましては、看護学校校舎及び学生寄宿舍分の償還利息、そしてリース支払利息は、先ほど申し上げました新たに開始することとなりますサーバー及びパソコンなどのリースに係る利息相当額を、それぞれ計上してございます。⑨番の長期前払消費税額償却につきましては、平成26年度の学生寄宿舍建設設計業務に係る分の償却終了によります減額を計上しております。

26ページ中段の表からは、収益的収支予算の最後となります特別損益と予備費でございます。

まず、1点目、特別利益でございますが、こちらは固定資産売却益とその他特別利益の科目存置のみを行い、特別損失では、令和7年2月及び3月の保険者請求分のうち査定減分の決算処理予定額として過年度損益修正損失を、本院で1,300万円、分院で200万円、それぞれ計上するものでございます。

28ページ、29ページを見開きでご覧ください。

大きな項番4、こちらは予算第4条で定めます資本的収入及び支出でございます。

28ページ最初の表は資本的収入でございますが、資本的収入全体では前年度との比較において86.5%、5億9,716万7,000円の増を見込むものでございます。

その内訳については右側の摘要欄でお示ししてございますが、まず企業債では、本院建設改修工事分3億5,900万円、本院医療機器整備分6億2,400万円、本院情報システム整備分2億9,400万円を、それぞれ計上し、国県補助金では、病院棟1階中央待合ホール特定天井改修事業に係ります地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金357万円を計上して、その他の収入では、本院及び分院の医療機器整備に係る国民健康保険特別調整交付金660万円を計上するものでございます。

28ページ、その次の表になります。こちらは資本的支出でございます。

資本的支出全体では、前年度との比較におきまして30.5%、7億3,252万5,000円の増を見込むものでございますが、右のページの摘要欄でお示ししますとおり、①の建設工事費につきましては、まず本院では、電話交換機更新工事のほか8件の工事と病院棟1階中央待合ホール特定天井改修工事に係る実施設計費を計上し、分院におきましては、診療棟及び病室エアコン更新工事を計上しております。学校では、学生寄宿舍電力量計更新工事を計上するものでございます。

②医療機械器具費につきましては、整形外科用イメージングシステムの増設や、PET-CT装置及びパルスホルミウム・ヤグレーザー等の更新に係る費用を計上するほか、故障時対応分の枠予算として5,500万円を計上するものでございます。

③備品費につきましては、本院では無線LANのアクセスポイント、そのほか循環器科の動画ファイリングシステム、あるいは感染症管理システムなどの情報システム、さらには温冷配膳車などの給食関連備品などの整備費用を計上しております。分院分では、ストレッチャーなどの整備費用や医事会計システムのランサムウェア対策用バックアップ環境構築費用を計上し、学校では看護実習モデルや学生寄

宿舎防犯カメラの整備費用を計上するものでございます。

④リース資産購入費につきましては、本院は、令和2年度に開始いたしましたガスコージェネレーション設備リースの本体相当額を計上し、学校では、新たに開始いたしますサーバー及びパソコンなどのリースの本体相当額を計上するものでございます。

⑤の企業債償還金につきましては、現病院建設分が10億3,987万円、污水管接続換え分といたしまして596万円、看護学校建設分が2,694万円、学生寄宿舍建設分が2,189万円、建物設備改修工事分が8,383万円、医療機器等整備分が4億8,592万円、これらを計上するものでございます。

⑥の長期貸付金につきましては、医師確保対策といたしまして、千葉県外から赴任する医師に対して研究資金の貸付け2名分を計上するものでございます。

以上、ご説明申し上げました資本的収入と支出の差、これら差引きによりまして不足額が発生いたしますが、この不足額に対しましては（2）番、資本的収支不足額の補てんでお示しする表で内容を記してございます。

右側の摘要欄に沿ってご説明申し上げます。

資本的収支不足額18億4,677万円につきましては、損益勘定留保資金10億4,231万円、減債積立金取崩額7億9,929万円、消費税等資本的収支調整額517万円をもって補てんしようとするものでございます。なお、減債積立金取崩額7億9,929万円につきましては、現病院建設に充てました企業債に係る元金償還金10億3,987万円の財源として使用するものでございます。

資料は30ページに移らせていただきます。

大きな項番5、その他でございます。

（1）は、予算第5条で定めます継続費でございます。

病院棟1階中央待合ホール特定天井改修工事につきましては、総額1億1,829万4,000円で、令和7年・8年度にまたがる事業でございます。それぞれの事業年度におきまして、年割額及び財源内訳を表の中でお示しするものでございます。なお、財源内訳でお示します損益勘定留保資金は実効財源を意味するものでございますので、申し添えさせていただきます。

（2）番、予算第6条で定めます債務負担行為でございます。

表に記載の6つの事業につきましては、債務負担行為の期間及び限度額を設定するものでございます。

（3）予算第8条で定めます一時借入金の限度額でございます。

下半期に資金不足が懸念されるため、一時借入金の限度額をこれまでの5億円から10億円に増額しようとするものでございます。

（4）は、予算第12条で定めます重要な資産の取得及び処分でございます。

こちらは、取得する資産の予定価格が2,000万円以上のものといたしまして、4件の医療機器と5件の備品を掲げるものでございます。

続いて、資料31ページをご覧ください。

項番6といたしまして、ただいまご説明申し上げた令和7年度予算におきまして、企業団第6次5か年経営計画の主要施策に対して予算措置したもののうちから、新規事業に係るものを抽出したものでございます。

まず、（1）安定的な経営の確保におきましては、2項目の予算措置、そして、続く（2）良質で安全な医療の提供におきましては、31ページから32ページにかけまして、9項目の予算措置をそれぞれ掲げてございます。詳細につきましては、記載の内容をご確認いただければと存じます。

32ページの最後にお示ししております隅括弧の【参考】におきましては、企業団第6次5か年経営計画において令和6年度以前からの継続事業となっているものを、続く33ページにわたって記載させていただいております。新規事業同様に説明は割愛させていただきます。

資料は最後になります。34ページ、35ページをご覧ください。

大きな項番7、構成市負担金でございます。

構成市負担金18億5,654万1,000円につきまして、各事業に対します負担金の内訳をお示しするもの、またその根拠となります利用者数などをお示ししてございます。

以上説明申し上げましたほかに、予算及び予算明細書の冊子も本日お手元にお届けしているかと存じます。こちらも併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についての補足説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

日程第5 休会について

<議長>

日程第5 休会についてを議題に供します。

お諮りいたします。

明日2月20日から3月25日までの34日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定し、明日2月20日から3月25日までの34日間を休会とすることにいたします。

なお、3月26日午後1時30分から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午後3時20分から予算決算審査委員会を開きますので、よろしくお願いいたします。

(午後3時10分散会)